

1. 経緯

内閣府は、原子力発電所の所在する地域ごとに地域原子力防災協議会を設置。泊地域については、同協議会の下に設置した作業部会を10回開催し、原子力災害が発生した際の緊急時における対応について検討を実施。

本年9月2日に開催された「泊地域原子力防災協議会」において「泊地域の緊急時対応」をとりまとめ。

2. 泊地域の緊急時対応のポイント

PAZ(発電所から概ね5km圏内、約3千人)は、全面緊急事態で即時避難を実施。30km圏外に避難先を確保。ただし、暴風雪時には、天候が回復するまで屋内退避を優先。

社会福祉施設の入居者、在宅の要支援者、学校・保育所・幼稚園の児童等については、事故発生後、全面緊急事態よりも早い段階から避難を開始。無理に避難すると健康リスクが高まる者は、無理な避難を行わず放射線防護施設に一旦、屋内退避。

UPZ(発電所から概ね5～30km圏内、約7万6千人)は、全面緊急事態で屋内退避を実施。緊急時モニタリングの結果、一定の放射線量以上の区域は一週間程度内に一時移転等を実施。UPZ内の約7万6千人に対応できる避難先を確保。観光客等の一時滞在者は、施設敷地緊急事態で、帰宅やUPZ圏外への退避等を実施。なお、外国人観光客に対しても、英語など多言語により情報を伝達。

3. 泊地域原子力防災協議会での確認

北海道から、「原子力防災対策の整備に終わりはない」との認識の下、関係自治体等と連携してその更なる充実化を図る旨表明するとともに、国は今後も泊地域原子力防災協議会を通じて支援を行う旨表明。また、北海道電力は、福祉車両の確保等、事業者として実施すべきことに确实に対応する旨表明。

警察、消防、海保庁、自衛隊の実動組織関係4省庁から、不測の事態には、北海道・関係町村等からの要請・ニーズにより、必要な支援を行う旨表明。

以上を踏まえ、北海道、関係町村、関係府省庁等の対応が具体的であるとともに、原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的であると確認した。

原子力防災会議

- 内閣総理大臣を議長とし、全ての国務大臣、原子力規制委員長及び内閣危機管理監により構成
- 原子力災害対策指針に基づく施策の実施の推進等、原子力防災に関する平時からの総合調整

地域原子力防災協議会

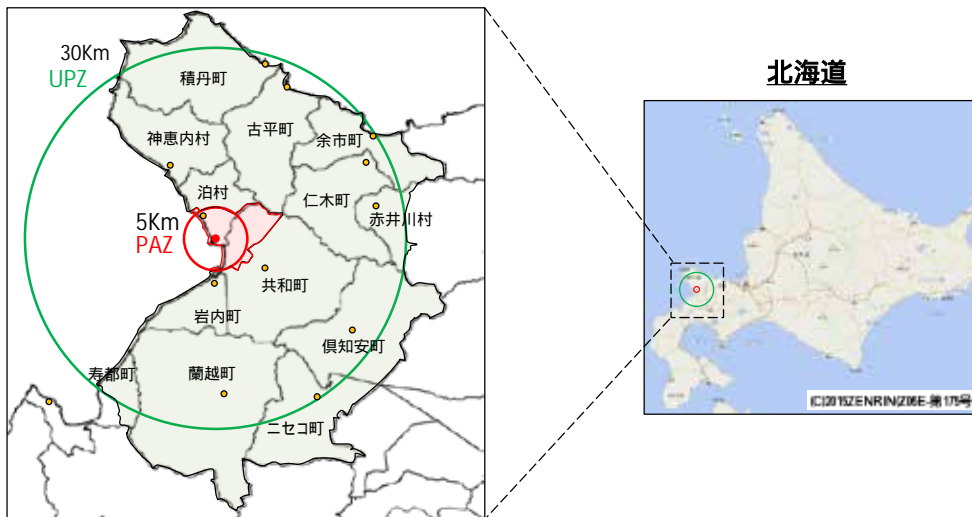
(原子力発電所の所在する地域ごとに設置)

- 各府省庁指定職級及び各道府県副知事が基本構成員
- 必要に応じ関係市町村や電力事業者も参加し、緊急時対応の確認等の重要事項を協議

地域原子力防災協議会作業部会

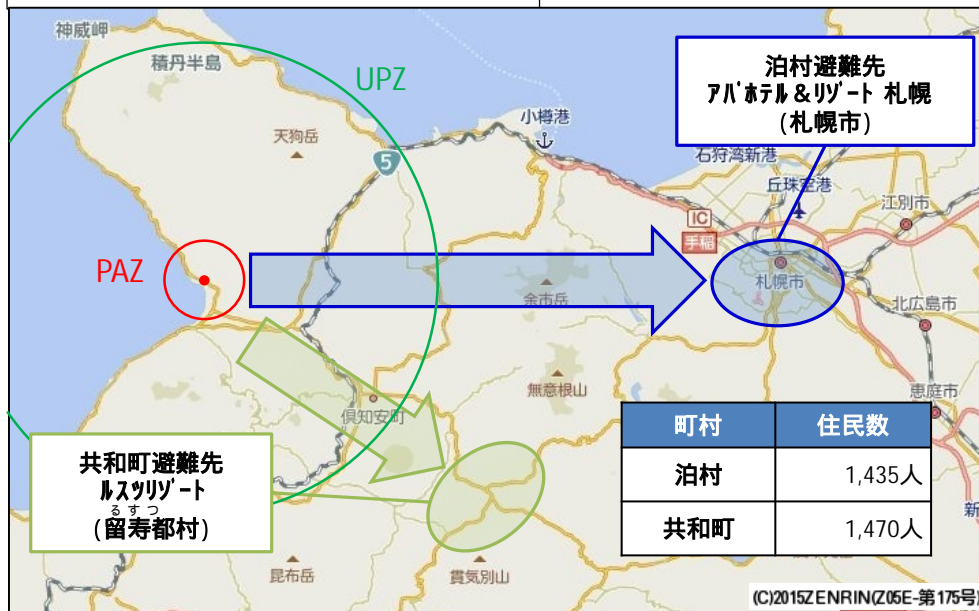
- 関係府省庁、自治体の担当者が基本構成員
- 緊急時対応に係る個々の論点について、担当者間で検討
- 地域原子力防災協議会を補佐

泊地域における原子力災害対策重点区域



PAZ圏内 (概ね5 km)	UPZ圏内 (概ね5 ~ 30km)	合計
2,905 人	75,936 人	78,841 人

PAZ圏内町村の広域避難先



UPZ圏内町村の広域避難先

